

災害支援ナース登録マニュアル

1 災害支援ナース（以下：支援ナース）の要件 条件

「公益社団法人長崎県看護協会災害支援に係る要綱」（以下「要綱」）による

- (1) 災害支援ナース養成のための研修とは、日本看護協会が主催する（インターネット配信研修）「災害支援ナースの基礎知識」をいう。また、本協会が主催する「災害看護に関する研修」については、開催案内に際し、該当する研修の旨を記載し、周知することとする。

2 登録

(1) 新規登録

- ア 支援ナースの登録を希望する者は、所定の様式（様式 登一1）に、必要事項を記載し、申請する。（写真 2枚を添付。上半身 正面 撮影から6か月以内）申請にあたっては、必ず、所属長の承認を得ること。
- イ 申請を受け付けた事務局は、速やかに書類審査を行い、登録が決定した場合は、登録者名簿（様式登一2）に記載すると同時に、登録証（様式登一3及び様式登一4）を作成し本人に交付する。

(2) 更新

- ア 3年ごとに、登録の更新を行う。
- イ 本協会事務局から、各支援ナースへ、更新に係る書類（様式登一5）を送付し、各支援ナースは、登録を継続する場合は、必要事項を記載し本協会事務局あて返送する。
- ウ 諸事情により、登録継続が困難となった場合は、辞退届（様式登一6）を提出する。その場合、辞退の理由を、必ず記載すること。
- エ 辞退届が提出された場合、事務局は、内容を審査し、登録者名簿から、削除する。（削除した支援ナースの登録NO.は、欠番扱いとする。）

(3) 再登録

- ア 辞退届を提出し、登録者名簿から削除された者が、再度、登録できる状況になった場合は、本人の申し出（様式登一7）により、再度、登録する。登録者名簿への記載、登録証の発行は、新規登録に準じる。登録NO.は、当初の番号とする。

(4) 変更届

- ア 支援ナースは、登録事項に変更があった場合は、速やかに、所定の様式（様式登一8）により、会長あて、届け出る。

(5) 登録取り消し

- 会長は、上記（2）-④の辞退届が提出された場合のほか、次の場合は、支援ナースの登録を取り消すことができる。
- ア 会員資格を喪失したとき
 - イ 行政処分により看護師免許が取り消されたとき
 - ウ その他会長が、登録を取り消す必要があると特に認め、登録を取り消した場合、会長は、速やかに該当災害支援ナースへ登録取り消しの旨を通知し、災害支援ナースは登録証を遅滞なく本協会へ返却する。

3 災害支援ナースの研修、交流会等の開催

- (1) 本協会は、災害支援ナースに対し1回／年以上の研修を行う。
- (2) 本協会は、支援活動終了後等、必要時、支援ナースの交流会を開催する。